

クリーニング所のでびき

1 「クリーニング業とは」	1
2 開設手続きの流れ	1
3 開設届提出および必要書類	2
4 その他の手続き	3
5 構造設備基準	4
6 日常の衛生管理等	6
7 関係機関問合せ先	8



荒川区保健所生活衛生課

1 「クリーニング業」とは

「クリーニング業」とは、溶剤又は洗剤を使用して衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗濯すること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗濯し、さらにこれを貸与することを繰り返し行うことを含む。）を営業とすることをいいます。

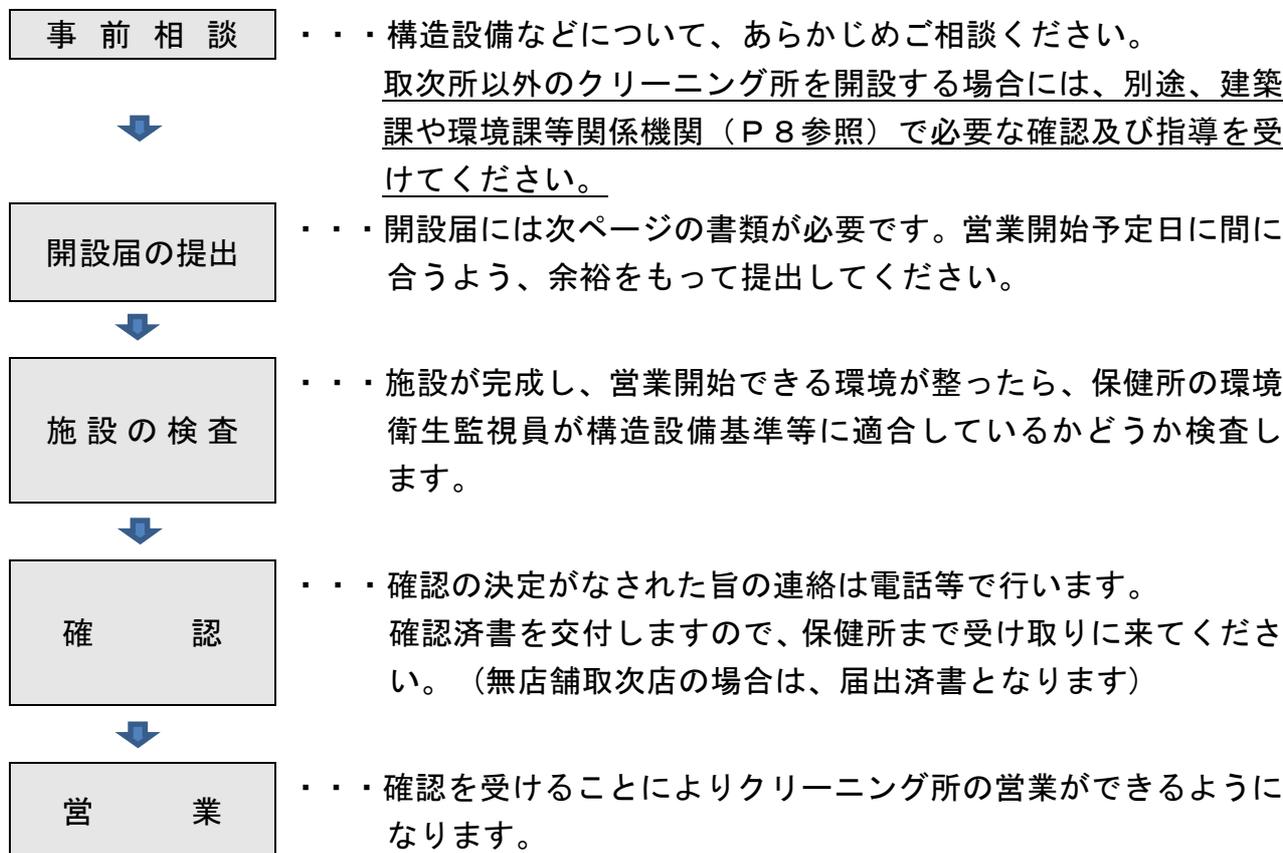
【営業の種別】

開設届	一般のクリーニング所	水洗い、ドライクリーニング、しみ抜き、乾燥、プレス、仕上げ等洗濯物を処理するクリーニング所
	リネンサプライ	洗濯した製品を貸与し、使用済み後はこれを回収して洗濯し、さらにこれを貸与することを繰り返し行うクリーニング所
	取次所	洗濯物の受取及び引渡のみを行うクリーニング所
営業届	無店舗取次店	クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡を行う営業（営業しようとする地域ごとに無店舗取次店として管轄する保健所に届け出る必要があります。）

※ コインランドリーは利用者が自ら洗濯を行うため、「クリーニング業」には該当しませんが、「荒川区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱」により届出が必要です。

2 開設手続きの流れ

クリーニング所を開設しようとする場合、事前に保健所へ開設届を提出し、施設の確認を受けなければなりません。



◎ 新規開設のほか、次の場合も開設届が必要になります。

- ・ 開設者が変わる。
- ・ 施設を移転する。(仮店舗を含む)
- ・ 50%以上の大規模な改築、100%以上の増築・増改築を行う。
(増築・改築の場合は事前にお問合せください)

3 開設届提出および必要書類

◎ クリーニング開設届 ※

◎ クリーニング所構造設備の概要 ※

◎ 洗濯機等の配置等を示した平面図 (設備の配置を記入してください。)
※建築図面等に記載したものをもちいただいても結構です。

◎ クリーニング所従事者名簿 ※

◇ クリーニング師免許証 (本証提示)

■クリーニング所 (洗濯物の受取及び引渡のみを行うクリーニング所を除く) ごとに1人以上のクリーニング師を置く必要があります。

(クリーニング業法第4条)

◎ クリーニング所・無店舗取次店の名簿 ※

他に開設している場合に必要です。

◎ 開設者が法人の場合

◇ 会社の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)

(6か月以内に発行されたもの)

これらの書類には、会社法に基づきクリーニング業の目的記載をしておいてください。

◎ 委任状 (営業許可を申請する方が、保健所担当者との調整や申請書の提出に
来られず、申請等を代理人に委任する場合に必要です。)

◎ 検査手数料 24,000円(変更があった場合はその金額となります。)

上記の※印の用紙は、保健所にありますので、必要に応じてお申し出ください。

【注意事項】

全ての提出書類は、消すことのできない黒色のボールペン等で記入し、フリクションペン等での記入は一切しないでください。

4 その他の手続き ※構造設備や種別の変更は事前に保健所に相談してください。

	届出・申請事項	提出書類等
変更届(変更後すみやかに行う)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者の改姓、改名 ・ 営業者の住所変更 ・ 施設の名称変更 	◎ 変更届 ※
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人代表者等の変更 	◎ 変更届 ※ ◎ 会社の登記事項証明書(変更内容の分かるもの)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な構造設備の変更※ 	◎ 変更届 ※ ◎ 変更内容の分かる図面等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種別を変更※ 例：一般から取次に変更 	◎ 変更届 ※ ◎ 変更内容の分かる図面等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事者(クリーニング師・従事者数)が変わったとき 	◎ 変更届 ※ ◎ 有資格者は免許証(原本提示)
承継届(承継後遅滞なく)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者(個人)が死亡し、相続したとき 	◎ 承継届 ※ ◎ 被相続人と相続人全員の関係が分かる戸籍の全部事項証明書又は法定相続情報一覧図の写し。 ◎ 相続人全員の同意書
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者(法人)が合併又は分割により承継したとき 	◎ 承継届 ※ ◎ 合併により存続するあるいは設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者が営業者の地位を譲渡したとき 	◎ 承継届 ※ ◎ 営業の譲渡が行われたことを証する書類 ◎ クリーニング所・無店舗取次店の名簿(他に開設しているクリーニング所がある場合) ◎ 譲受人が法人の場合は譲受人の登記事項証明書
廃止届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業をやめたとき(名義変更、増改築に伴う開設時を含む) 	◎ 廃止届 ※

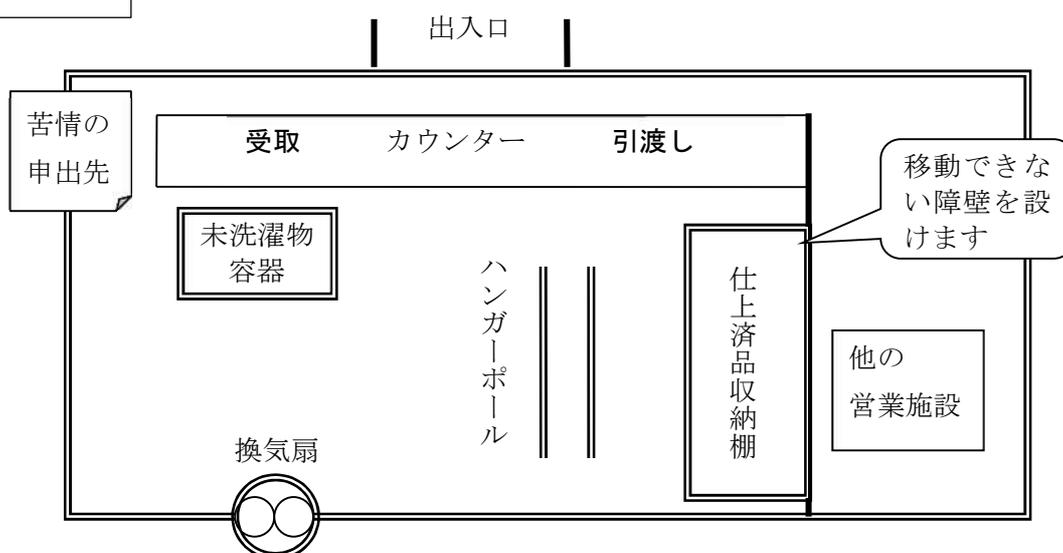
※印の用紙は、保健所にありますので、必要に応じてお申し出ください。

5 構造設備基準

クリーニング所の構造設備には規定が設けられています。開設に当たっては以下の事項に適合するようにしてください。

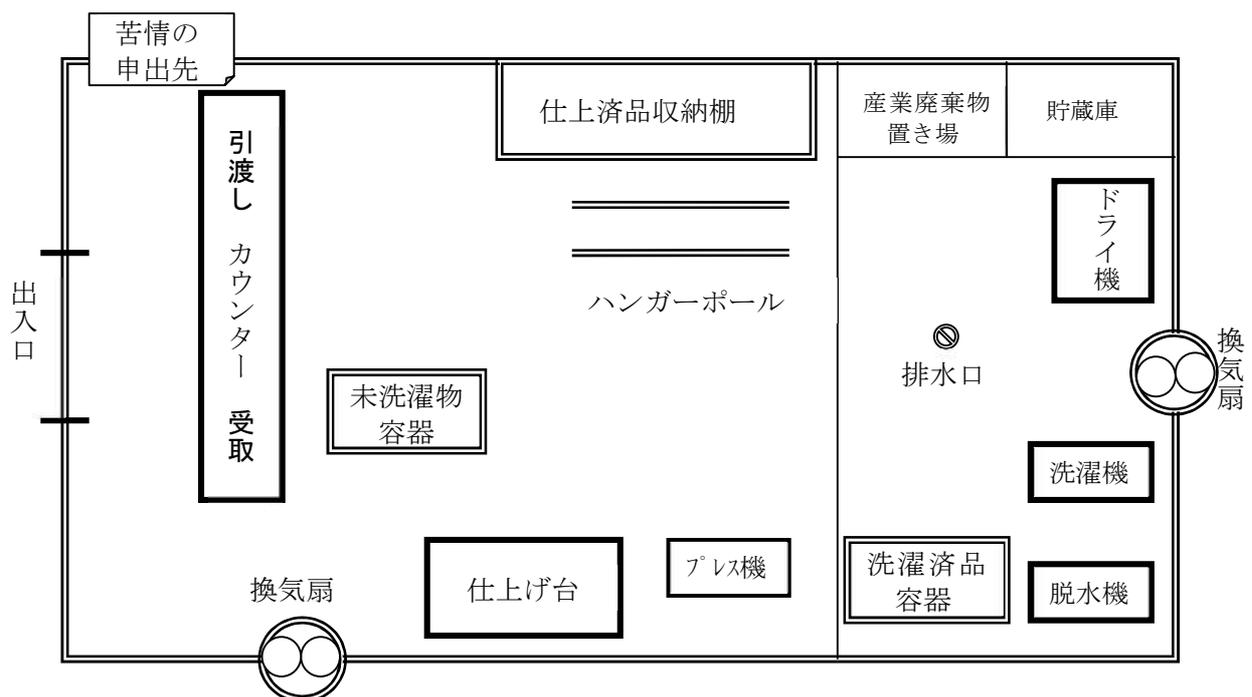
項 目	基 準 等	根 拠	
取次所・一般のクリーニング所共通	採光・照明	採光及び照明を十分にすること。	条 2-1-1
	換気	換気を十分にすること（外気の流通が十分できる換気装置を設けることが望ましい。）。	条 2-1-1
	受渡し場所	未洗濯物と、仕上済品が混ざらないよう受渡し口を区分すること（区分表示する。）。	条 2-1-2
	格納設備	格納容器は洗濯物を未洗濯、洗濯済み、仕上済みのものに明確に区分して適当数備えること。	法 3-3-2 条 2-1-2
		消毒を要する洗濯物を扱う場合は、専用容器を備えること。	法 3-3-5 条 2-1-5
	消毒を要する洗濯物 ※ 7 ページ参照	消毒を要する洗濯物を扱う場合において、その洗濯物を他の洗濯物と区分して処理するための容器を備えること。	条 2-1-5
	他の施設との併設	相互に汚染の可能性のある営業施設（食品販売等）内に取次所を設けるときは、境界に、壁、板その他適当なものにより障壁を設けること。	条 2-1-6
苦情の申出先 掲示	店頭で苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を掲示すること。	法 3 の 2-2 規 1 の 2-1	

取次所の例



項 目	基 準 等	根 拠	
一般のクリーニング所	洗い場	洗い場の床は、コンクリート、タイル等の不浸透性材料とし、適当な勾配と排水口を設けること。	法 3-3-4
	消毒を要する洗濯物 ※7ページ参照	消毒を要する洗濯物を取り扱うクリーニング所には、次のものを備えること。 (1) 消毒を要する洗濯物を置く専用の場所又は容器 (2) 消毒設備 (ただし、消毒の効果を有する洗濯方法により処理される場合は、この限りではない。)	要 2-14
	業務用機械	洗濯物を洗濯するクリーニング所には、業務用の機械として、洗濯機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台備えること。 ただし、脱水機の効用を有する洗濯機を備える場合には、脱水機は備えなくてもよい。	法 3-2
	ドライ設備 (テトラクロロエチレンを使用する場合)	溶剤貯蔵場所は、床面を不浸透性材料とし、直射日光及び雨水を防止できる構造とすること。	条 2-1-7-7
		貯蔵用タンク等は、密閉でき、かつ、耐溶剤性の容器とすること。	条 2-1-7-イ
		排液処理装置を設置すること。	条 2-1-7-ウ
溶剤蒸気回収装置を設置すること。		条 2-1-7-エ	
	蒸留残さ物等の保管場所及び保管容器は、溶剤貯蔵場所及び貯蔵用タンクに準ずること。	条 2-1-7-オ	

クリーニング所の例



6 日常の衛生管理等

項目	基準等	根拠
施設清潔	施設は常に整理整頓し、洗濯物を受渡し・処理する場所、業務用車両、業務用機械、器具、格納容器等は常に清潔に保ち、随時消毒すること。	法 3-3-1 条 2-1-3
換気	換気設備を定期的に清掃し、所内の換気を十分に行う。 ドライ機の稼働中には定期的に換気を行う。	条 2-1-1
採光・照明	照明器具を定期的に清掃し、所内の採光、照明を十分に行う。	条 2-1-1
洗濯物の取扱	洗濯物は、受渡し及び運搬においても未洗濯物、洗濯済み、仕上げ済みの洗濯物に区分して取り扱うこと。	法 3-3-2, 3 条 2-1-2
	霧吹き作業には、噴霧器を使用すること。	条 2-1-4
消毒を要する洗濯物 ※7 ページ参照	消毒を要する洗濯物（おむつ、パンツ、タオル類、病院等の寝具類）は、他の洗濯物と区別しておき、洗濯前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法の場合は消毒しなくてもよい。	法 3-3-5 規 1-1
ドライ設備 （テトラクロロエチレンを使用する場合）	溶剤は、耐溶剤性の密閉容器に入れ、日光の当たらない場所に保管する。	条 2-1-7 -7,イ
	排液、排ガスはそれぞれの処理装置を設け適切に処理する。	条 2-1-7 -ウ,エ
	蒸留残さ物等は密閉できる専用容器に入れて、専用の貯蔵場所に保管する。	条 2-1-7オ
従事者に対する研修・講習	クリーニング師は <u>従事後 1 年以内に研修</u> を受け、その後 <u>3 年に 1 回、研修</u> を受けること。 営業者は <u>開設後 1 年以内に、クリーニング業務に従事する従業員（有資格者を含む）の 2 割以上の者に講習</u> を受けさせること。その後は <u>3 年に 1 回、講習</u> を受けさせること。（研修を受けたクリーニング師は講習を受けたものとする。）	法 8 の 2 法 8 の 3 規 10 の 2 規 10 の 3
利用者への説明等	営業者は洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ利用者に対し洗濯物の処理方法等について説明するよう努めること。	法 3 の 2-1
	クリーニング所では苦情の申出先となる <u>クリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示</u> すること。 洗濯物の受取及び引渡しをする際に苦情の申出先となる <u>クリーニング所の名称、所在地及び電話番号を記載した書面を配布</u> すること。	法 3 の 2-2 規 1 の 2-1 規 1 の 2-2

※消毒を要する洗濯物とは 〔規1〕

次に掲げる洗濯物で営業者に引き渡される前に消毒されていないものとする。

1. 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
2. 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
3. おむつ、パンツその他これに類するもの
4. 手ぬぐい、タオルその他これに類するもの
5. 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

《保健所の立入検査》

届出受理後は、原則、連絡せずに保健所の検査員が立入検査を実施します。届出を受けた内容に変更事項がないか、衛生の維持が保たれているかなど、必要な項目のチェックを行ないます。立入時は検査の立会いをしていただきます。不正事項が発生していた場合、処分を行う場合があります。

《違反に対する注意事項》

違反となる行為においては知らなかったという抗弁は成り立ちませんので、くれぐれも法令等を理解した上で営業を行なわなければなりません。違反行為に関しては、安易な考えを持つようなことがないよう、法令遵守で行なってください。違反行為を行った場合は、厳しい処分を行なうことがあります。

構造設備基準・日常の衛生管理等の根拠欄及び本文中〔 〕内は、根拠法令等を示しています。

凡例

〔法 3-1-1〕 クリーニング業法第 3 条第 1 項第 1 号

〔条 3-3-1〕 荒川区クリーニング業法施行条例第 3 条第 3 項第 1 号

法 : クリーニング業法
令 : クリーニング業法施行令
規 : クリーニング業法施行規則
条 : 荒川区クリーニング業法施行条例
細 : 荒川区クリーニング業法施行細則
要 : クリーニング所における衛生管理要領

7 関係機関問合せ先

項目	所管部署	電話
クリーニング師の免許申請等に関する事	荒川区保健所 生活衛生課 管理係 荒川区荒川 2-11-1	3802-3111 内線 422
建築基準法に関する事	建築指導課 審査係 荒川区荒川 2-11-1 (北庁舎 3 階)	3802-3111 内線 2843
用途地域等に関する事	都市計画課 都市計画担当 荒川区荒川 2-11-1 (北庁舎 3 階)	3802-3111 内線 2812
飲食物の取り扱い等に関する事 (自動販売機等)	荒川区保健所 生活衛生課 食品衛生係 荒川区荒川 2-11-1	3802-3111 内線 428
東京都環境確保条例 (工場等) に関する事	環境課 環境保全係 荒川区荒川 1-53-20 (あらかわエコセンター3 階)	3802-3111 内線 485
排水に関する事	東京都下水道局北部下水道事務所 お客さまサービス課 水質規制担当 台東区蔵前 2-1-8	5825-4172
消防法に関する事	荒川消防署 (南千住・荒川・日暮里地域) 荒川区荒川 2-1-13 尾久消防署 (町屋・尾久地域) 荒川区東尾久 8-44-4	3806-0119 3800-0119
産業廃棄物に関する事	東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 19 階	5388-3586
クリーニング師試験に関する事	東京都福祉保健局健康安全部 試験・免許担当 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 30 階北側	5320-4358
クリーニング師研修・業務従事者講習、経営・融資相談、S マーク等について	公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内	3445-8751

改訂は、変更項目がある場合に適時内容を更新しています。最新版であるかを確認の上、相談や手続きを進めてください。荒川区 HP よりダウンロードできます。

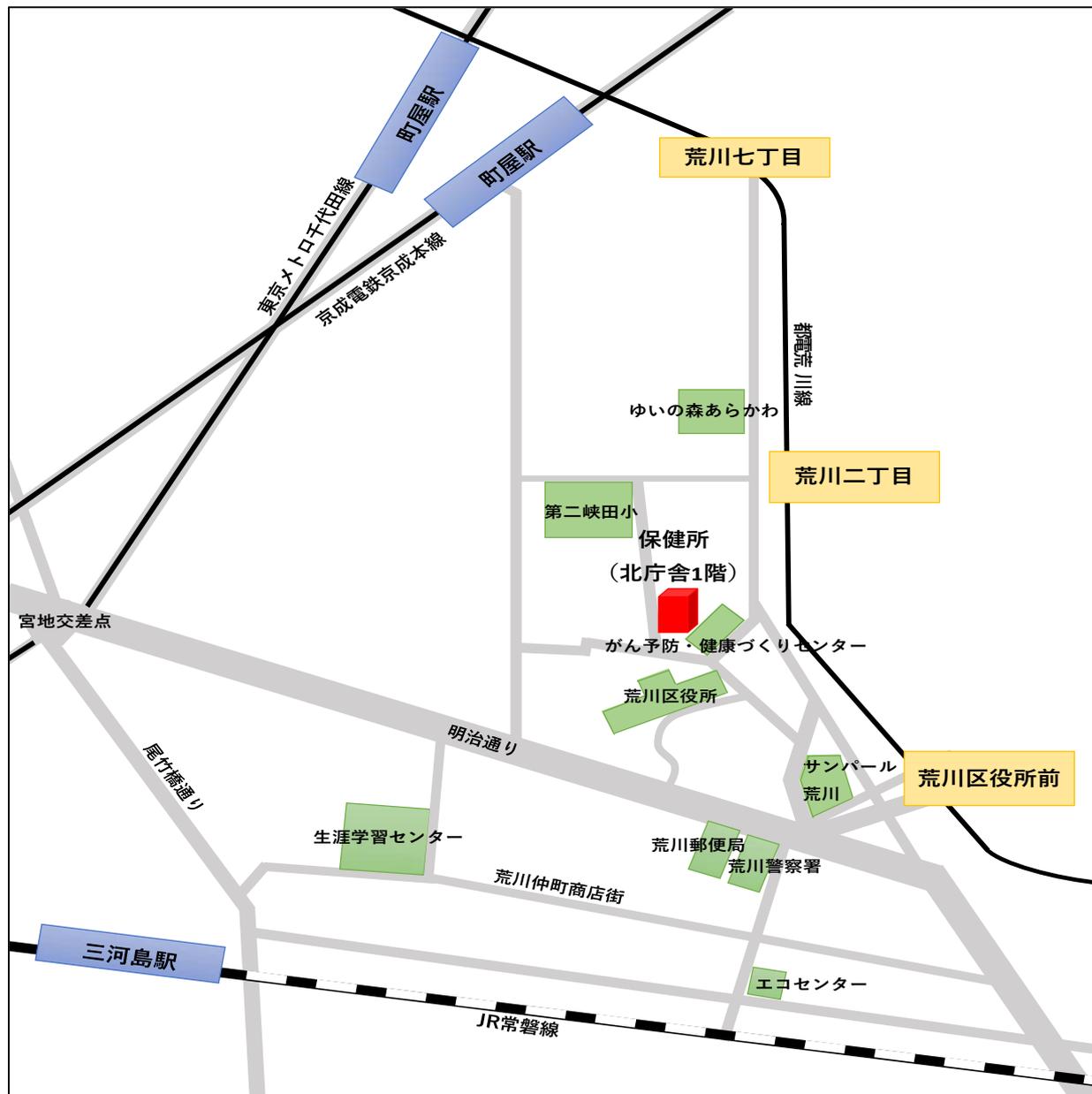
令和 6 年 1 月改訂

ご注意

このたびきにかかれてはいる内容は、クリーニング業法における法令、要領等の全てを網羅してはいるわけではありませぬ。詳細等は、その都度これら法令等の確認をしてください。

保健所案内図

所在地 〒116-8502 荒川区荒川2-11-1(荒川区北庁舎1階)



[交通機関]
JR 常磐線 三河島駅下車徒歩12分
京成電鉄京成本線 町屋駅下車徒歩11分
東京メトロ千代田線 町屋駅下車徒歩12分
都電荒川線 荒川二丁目停留所下車徒歩3分

荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係
TEL 03-3802-3111(代) 内線426
FAX 03-3806-2976